

新設条例・条例改正

新設条例

次の3条例は、国の「子ども・子育て関連3法」に基づき、新たに松田町の子育てサービスに係る基準を制定するため、提案するものです。

●松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

幼稚園・保育所・認定こども園、並びに小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の運営

営基準を定めるものです。

●松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の設備や運営基準を定めるものです。

●松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

放課後児童健全育成事業（松小と寄小の学童保育）の設備や運営基準を定めるものです。

条例改正

●松田町職員定数条例の一部を改正する条例

●松田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

町の重要課題などに対応するに当たり、職員を適正に配置するため提案するものです。

鳥獣による農林業の被害を防止することを目的に、鳥獣被害対策実施隊を町特別職の非常勤職員として位置付け、シカやイノシシなど有害鳥獣の駆除を行うために提案するものです。

審議の結果

上記の新設条例3件は、産業厚生常任委員会にて審査した結果を、本会議に諮り原案どおり可決、また条例改正2件についても、同様に可決しました。（7ページ参照）

産業厚生常任委員会報告書（抜粋）

「松田町の子育てサービスに係る基準」に関する新設条例3件（本ページの上段掲載）について慎重に審査した結果、松田町のニーズに応じた多様な子育て支援の充実や待機児童の解消のため、保育支援などの施策を推進するものと判断した。よって下記の項目に対し強く申し入れ、原案のとおり賛成全員で可決すべきものとした。

記

- (1) 「松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で規定する居宅訪問型保育事業所（定員1人）、及び家庭的保育事業所（定員1人～5人）については、町の許認可によるため厳格な基準を施行規則で定めること。
- (2) 「松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で規定する保育室の面積、及び利用定員に対し、現在の松田小学校の学童保育室の面積は不足しており、利用定員は超過している。同小学校における学童保育は、今後も利用者の増加が想定されることから、保育室と利用定員に関する改善を行うこと。



松田幼稚園運動会（10.4）